

文藝春秋 2023年 4月号「日本の食が危ない！」に関する農薬工業会の見解

【日本の食が危ない！鈴木宣弘】

1. [115頁下段12行~17行]

こうした圧力に屈してか、日本は2017年末、世界各国の動きに逆行してグリホサートの残留基準値を極端に緩和した。小麦は6倍、そばは150倍だ。日本人が食べても耐えられる農薬の残留基準が、なぜ突然、150倍にも跳ね上がるのか。残念ながら日本人の命の基準値はアメリカの要請で決まるのだろうか。

残留基準値は、原則として許容一日摂取量（ADI）の80%以内に収まるように設定され、その残留基準に収まるように農薬の使用基準が作成されます。また、ADIの80%以内に収まる範囲であれば、防除の必要から使用方法を変更・追加することも可能です。ここで指摘されているのは、2017年12月の残留基準の一部変更のことと推察します。この時はADIの変更はありませんでしたが、安全上許容される範囲内で一部の作物の基準値が変更されたものです。

以下のURLに東京大学名誉教授の唐木英明氏がまとめられた見解がありますのでご参照ください。

*ラウンドアップの安全性について：よくあるご質問（FAQ）

<https://agrifact.jp/faq-roundup-safety/>

また、厚生労働省HPの残留農薬 よくある質問で、残留基準の決定方法についてまとめられています。

Q1. 農薬の残留基準はどのように決められている？

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/faq.html#h3_q1

2. [116頁上段5行~8行]

日本はあろうことか「禁止農薬でも収穫後にかけるのであれば『食品添加物』と見なす」と、耳を疑うようなウルトラCの分類変更で防カビ剤の散布を認めてしまったのだ。

[116頁上段21行~下段3行]

アメリカ産ジャガイモには動物実験で発がん性や神経毒性が指摘されている防カビ剤「ジフェノコナゾール」が散布されているが、2020年6月に日本はレモンの時と同様に、食品添加物に分類変更し、残留基準値を従来の20倍にも緩和している。

食品安全委員会では、農薬について腫瘍が観察された場合には、正常細胞にDNA損傷を生じさせることにより腫瘍化させる作用があるかの評価を行い、作用がないことを確認したうえで影響のない量が決められていきます。ジフェノコナゾールについては、食品安全委員会の毒性学の専門家に評価され、「腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるもの

とは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた」と結論されました。また、神経毒性についても他の毒性評価と同様、影響のない量が食品安全委員会の専門家によって評価され、決められています。

ジフェノコナゾールは日本で野菜、果樹、茶の多くの作物に対して農薬として登録されています。日本の農薬取締法で定義されている「農薬」は農作物等を加害する病害虫等を防除する目的で使用されるものとなっていることから、収穫後の使用は「農薬」として該当しません。このため、収穫後に「防カビ」の目的で使用する場合は、食品添加物としての厚生労働大臣の指定を受け、使用基準とそれに伴う残留基準値の設定がされます。

日本と異なり、米国では収穫後の使用も「農薬」として管理されています。日本と米国の「農薬」の定義に違いがあるものの、日本で禁止されている使用方法が食品添加物に分類変更されたわけではありません。

厚生労働省 HP の残留農薬 よくある質問で、ポストハーベットの規制についてまとめられています。

Q3.ポストハーベットの規制はどうなっている？

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/faq.html#h3_q1

3. [116 頁下段 15 行～22 行]

2019 年の農水省の「輸出環境整備推進委託事業」の調査報告書によれば、茶、コメ、長芋、ブドウ、りんご、いちごなど実に 13 品目が、海外に比べて明らかに残留農薬基準値が緩かった。そうした日本の状況を知って、近年、農薬の基準が厳格化された EU ですらも、禁止農薬の在庫を、禁止農薬の少ない日本に販売している。「日本の食べ物なら安全」との神話はとうの昔に崩れさっているのだ。

食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定されており、これは国際的にも共通の考え方です。

残留基準値は、すべての作物で同じ数値ではなく、日本人の食品摂取量や作物栽培様式によって、作物ごとに決められています。品目で残留基準値が異なるのは当然です。重要なのは、食品を通じた農薬の摂取量が、ADI 及び ARfD をそれぞれ超えないことを確認し、人の健康を損なうおそれがないよう残留基準値が設定されていることであり、残留基準値の大小だけで危険性を見積もることは科学的に正しくありません。

厚生労働省 HP の残留農薬 よくある質問で、日本と海外の残留農薬基準が異なる理由についてまとめられています。

Q4.日本と海外の農薬の残留基準値が異なるのはなぜですか？

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/faq.html#h3_q1

以上